

## 2. 寺有財産処分承認申請書

寺院が境内地及び境内建物を処分し、又は担保に供しようとするときは、総長の承認を受けなければなりません。 [寺則28②、宗規49①]

### (1) 処分の種別

- ① 売却
- ② 貸与（有償・無償）
- ③ 無償譲渡
- ④ 等価交換
- ⑤ 担保

〔註1〕財産処分による取得金で境内建物を除却（及び新築）する場合は、『除却新築承認申請書』の提出が必要です。

〔註2〕処分の種別毎に「財産処分承認申請書」の提出が必要です。

### (2) 申請者 当該寺院の住職又は住職代務

### (3) 添付書類

#### ① 理由書

住職（住職代務）の署名捺印にて、処分する理由を明記します。

#### ② 門徒総代の同意書

門徒総代に諮問したことを証するため、任期中の門徒総代全員が署名捺印します。 [寺則28①一、寺院規程35一]

〔註1〕門徒総代への諮問は、公告する以前に行います。（公告日以前の日付）

〔註2〕同意日において門徒総代の任期が満了している場合は、『責任役員任命申請書並びに門徒総代届』を同時に提出します。

※この場合、同意書には、新たに届け出る門徒総代が署名捺印し

ます。

③ 責任役員会議事録（抜粋）

責任役員会の議決を得たことを証するため、任期中の責任役員の議事録の抜粋を添付します。

〔註１〕 責任役員会の議決は、公告する以前に行います。（公告日以前の日付）

〔註２〕 開催日において責任役員の任期が満了している場合は、『責任役員任命申請書並びに門徒総代届』を同時に提出します。

※この場合、責任役員会議事録は、新たに就任する責任役員のもとで議決し、署名捺印します。

④ 公告証明書

門徒その他の利害関係人に対して、財産処分の要旨を10日間公告したことを証するため、代表役員並びに確認者３名が署名捺印します。

〔寺則５・28①一、寺院規程35一、宗教法人法23一〕

〔註１〕 公告期間（10日間）の数え方

公告を開始した日（公告の初日）は、10日間の期間に算入せず、翌日から起算します。また、10日目の終了をもって公告期間が満了するので、実際に公告を取り外すのは、満了した日の翌日となります。したがって、公告期間が10日間の場合、実際には12日間を要します。

〔民法140・141〕

【例】 4月1日から公告を開始した場合、4月12日まで公告することになります。

〔註２〕 公告の掲示場所は、当該寺院の寺則第５条に規定された場所とします。

〔註３〕 代表役員並びに確認者の証明日は、公告を取り外した日（公告

終了日)以降の日付とします。

〔註４〕確認者は、寺族及び責任役員・門徒総代以外の者とします。

〔註５〕公告終了日から１月間の異議申し立て期間を設ける必要があるため、書類提出はそれ以降となります。

〔註６〕寺院は、公告した事項について、門徒その他の利害関係人が意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、適切な方法を講ずるように努めなければなりません。〔寺院規程46〕

⑤ 公告文（財産処分の要旨）

代表役員の署名捺印にて、財産処分の要旨を公告します。

〔註１〕公告文の日付は、公告を開始した日（公告の初日）とします。

〔註２〕処分する物件の表示は、登記簿謄本の表示に合わせて記載します。

※「等価交換」の場合は、交換により取得する物件の表示も記載します。

〔註３〕処分の種別により、次の事項を記載します。

イ. 「売却」の場合は、売却価格その他必要な事項、売却の相手、取得金の使途又は保管方法

ロ. 「有償貸与」の場合は、貸与価格及び貸与期間その他必要な事項、貸与の相手、取得金の使途又は保管方法

ハ. 「無償貸与」の場合は、貸与期間その他必要な事項、貸与の相手

ニ. 「無償譲渡」の場合は、条件その他必要な事項、無償譲渡の相手

ホ. 「等価交換」の場合は、条件その他必要な事項、等価交換の相手

ヘ. 「担保」の場合は、借入金額及び返済期間その他必要な事項、

担保の相手、取得金の使途

⑥ 契約書（案）

【例】 売買契約書、賃貸借契約書、使用貸借契約書、譲渡契約書、交換契約書、抵当権設定契約書、貸付内定通知書、融資証明書

※必要に応じて図面も添付します。

⑦ 処分する物件の登記簿謄本

〔註１〕 「等価交換」の場合は、交換により取得する物件の登記簿謄本も添付します。

〔註２〕 「担保」の場合において、取得しようとする土地・建物が担保物件のときは、所有者との売買契約書の写しも添付します。

また、新築する建物（未登記）が担保物件のときは、建物の平面図を添付します。

⑧ 本堂との位置関係がわかる図面

(4) 仮代表役員

財産処分において寺院と代表役員（住職）との利益が相反する場合、代表役員は当該事項について代表権を有さないため、仮代表役員を選定する必要があります。

[寺則18①、寺院規程23①、宗教法人法21①]

【例１】 住職個人に対して財産処分をするとき

【例２】 学校法人、社会福祉法人等に対して財産処分をする場合において、住職が当該法人の役員であるとき

① 仮代表役員就任者

寺院の所在する教区の教務所長又は教務所長が指名する者が就任します。 [寺則18①、寺院規程23①]

〔註〕 教務所長以外の者が仮代表役員となる場合は、利害関係人を除く必要があります。

② 職務権限

該当事項について、代表役員に代わってその職務を行います。

[寺則19、寺院規程24、宗教法人法21③]

〔註〕仮代表役員が、責任役員会を招集し、公告を行い、契約を締結します。

- ③ 添付書類   a 仮代表役員就任依頼書（教務所長宛）  
              b 仮代表役員指名書  
              c 仮代表役員就任受諾書

〔註1〕教務所長が仮代表役員に就任する場合は、b及びcは必要ありません。

〔註2〕学校法人、社会福祉法人等に対して財産処分をする場合は、参考資料として当該法人の役員名簿を添付します。

#### (5) 仮責任役員

財産処分において責任役員に特別の利害関係が生じる場合、その責任役員は当該事項について議決権を有しません。この場合において、議決権を有する者の員数が、責任役員の過半数に満たないこととなったときは、過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定する必要があります。 [寺則18②、寺院規程23②、宗教法人法21②]

【例1】責任役員個人に対して財産処分をするとき

【例2】学校法人、社会福祉法人等に対して財産処分をする場合において、責任役員が当該法人の役員であるとき

##### ① 仮責任役員就任者

代表役員が選定する者が就任します。

[寺則18②、寺院規程23②]

##### ② 職務権限

該当事項について、責任役員に代わってその職務（議決権の行使）を行います。 [寺則19、寺院規程24、宗教法人法21③]

〔註〕仮責任役員が、責任役員会に出席します。

##### ③ 添付書類 仮責任役員選定書

〔註〕学校法人、社会福祉法人等に対して財産処分をする場合は、参考

資料として当該法人の役員名簿を添付します。

(6) 承認後の手続き（「完了届」の提出について）

財産処分の承認手続後、登記・契約等が完了した旨の届を寺院活動支援部（一般寺院担当）に提出します。

提出書類は、財産処分対象物件の登記簿、並びに契約書（写）等です。